

広島県告示第千六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和三年十一月二十九日までの間、縦覧に供する。

令和三年十一月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八六号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	新	旧			
府中市高木町字本堀田六四四番二地先から 府中市高木町字松清五四二番四地先まで	〇	〇	一・二・〇〇〇 〇四九・二〇〇	一九六・二〇〇	
	〇	〇			
	〇	〇	一・二・〇〇〇 〇五〇・二〇〇	一九六・二〇〇	拡幅

一 道路の種類

県道

二 路線名

府中松永線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	新	旧			
府中市高木町字松清五六六番一地先から 府中市高木町字中川原一一七二番一地先まで	〇	〇	一・四・四〇〇 〇三三・四〇〇	六四二・八〇〇	拡幅
	〇	〇			
府中市高木町字中川原一一七二番一地先から 府中市栗柄町字平井大木三二四六番一地先まで	〇	〇	六・四〇〇 〇一一・〇〇〇	六四三・五〇〇	
	〇	〇			
	〇	〇	六・四〇〇 〇一八・〇〇〇	三四八・五〇〇	

府中市高木町字中川原一七二番一地从先から 府中市栗柄町字平井大木三二四六番一地从先まで 府中市高木町字中川原一七二番一地从先から 府中市栗柄町字四日市下河原三八九番一地从先ま で	新	六・四〇〇 一八・〇〇〇 一八・四〇〇 〇四一・〇〇〇	三四八・五〇〇 一三三・九〇〇	ダブルウエ イ
---	---	--------------------------------------	--------------------	------------

一 道路の種類

県道

二 路線名

新山府中線

三 道路の区域

府中市高木町字沖七二番六地从先から 府中市高木町字本堀田六五〇番一地从先まで	区	間		
	新	旧	新旧 の別	備考
〇	〇	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
〇 〇 一〇・八〇〇 〇 一〇・二〇〇	〇 〇 一〇・一〇〇 〇 一〇・三〇〇			拡幅